令和4年度 工事定期監査及び出資団体工事監査 (監査対象:建設局)		
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
〇 指 摘 事 項		
(1) 積算		
ア 土砂等運搬の単価	単位数量の設定に関する誤りが起	措置済
本工事は、須磨区における二級河川の改修工	こった原因は、単位数量の入力ミスで	
事である。	あり、設計者だけでなく照査を行った	
土木工事では、資材等の数量を算出し、これ	者も見抜くことが出来なかった。また	
に単価をかけて直接工事費を積算する。しか	単価が高額にも関わらず、これを疑う	
し、本工事では、現場で発生する岩塊を含む土	ことができなかった。更には、設計変	
砂等運搬の積算において、単位数量の設定に関	更時に当初設計を再確認出来ていな	
する誤りがあり、過大となっていた。	かったことが原因である。	
積算は、工事の契約額に直接影響するもので	2023 年 2 月 15 日、工事係長会にお	
あるため、本工事の積算について十分な検証を	いて、建設局の工事関係部署へ周知し	
行うとともに、再発防止に向けて、積算チェッ	た。	
クリストの活用、複数職員によるダブルチェッ	2023年2月27日、所内の積算業務	
クの充実等により、積算基準に基づく適切な積	を行う職員を対象に勉強会を実施し、	
算を徹底するべきである。	再発防止に努めるよう周知徹底を行	
	った。	
(建設局西部建設事務所)	再発防止策として、積算チェックリ	
[No. 7 妙法寺川(車地区)改修工事その8]	ストを用いて確認するとともに、見積	
	を基にした積算については、見積書の	
	一覧表を作成し照査する。また積算照	
	査会を開き設計者が複数の職員に説	
	明を行うことで、適正な積算を徹底す	
	る。	

監査結果の概要 措置内容 措置状況 イ 共通費の算定 本工事の積算作業で、内訳明細書を 措置済 ① 本工事は、垂水区における体育館の新築 チェックする際、発生材処分費に関す る取扱いを担当者、係長、照査職員、 工事である。 所属長が見落としたことが原因であ 「神戸市公共建築工事共通費積算基準」で は、共通仮設費率を算定する場合の直接工事 る。 費には、発生材処分費を含まないものとして 今後はこのような事の無いよう、以 いる。 下の対策を行った。 しかし、本工事では、共通仮設費の算定に ① 令和4年 (2022年) 12月14日と おいて、特殊基礎工事の発生材処分費を直接 21 日の課内会議で管理職に指摘事項 工事費に含めていたため、現場管理費と一般 の内容を周知した。 管理費等を合わせた共通費の積算額が過大と ② 再発防止のための課内研修を行 なっていた。 い、3月24日までに全員が受講を終 積算は、工事の契約額に直接影響するもの えた。 であるため、本工事の積算について十分な検 ③ 積算チェックリストの共通費及び 証を行うとともに、再発防止に向けて、チェ 見積査定率の取り扱いに関する部分 ックリストの活用はもちろんのこと、複数職 を強調する表現に修正した。 ④ 令和3年度(2021年度)からUrban 員によるダブルチェック等により、正確な積 Innovation Kobe で開発していた積算 算を徹底するべきである。 チェックアプリを令和5年3月から (建築住宅局建築課) 実証実験を開始した。なお、このアプ [No. 33 新垂水体育館建設工事] リでは発生材処分費に該当する項目 が「発」と設定されていない場合は警 告を発する仕様としている。 ② 本工事は、須磨区における水族園・国民 本工事では、「とりこわし工事」の 措置済 宿舎の解体撤去その他の工事である。 共通費低減の取り扱い及び、前述と同 「神戸市公共建築工事共通費積算基準」 じ発生材処分費の低減の取り扱いが (以下「積算基準」という。) では、通常の 適切に行われておらず、内訳明細書の 建物本体工事に含まれない工事については、 チェックの際に担当者、係長、照査職 員、所属長が気付くことができなかっ 共通費を低減することとしており、共通仮設 費率を算定する場合の直接工事費には、発生 たことが原因である。 今後はこのような事の無いよう、以 材処分費を含まないものとしている。 しかし、本工事では、積算基準で低減の対 下の対策を行った。 象としているとりこわし工事を低減の対象と ① 令和4年(2022年)12月14日と していなかった。また、共通仮設費の算定に 21 日の課内会議で管理職に指摘事項 おいて、土工事の発生材処分費の一部を直接 の内容を周知した。 工事費に含めていた。これらにより、現場管 ② 再発防止のための課内研修を行

い、3月24日までに全員が受講を終

理費と一般管理費等を合わせた共通費の積算

監査結果の概要	措置内容	措置状況
額が過大となっていた。 積算は、工事の契約額に直接影響するもの であるため、本工事の積算について十分な検 証を行うとともに、再発防止に向けて、チェ ックリストの活用はもちろんのこと、複数職 員によるダブルチェック等により、正確な積 算を徹底するべきである。 (建築住宅局建築課) [No. 35 須磨海浜水族園・国民宿舎須磨荘解体撤 去他工事]	えた。 ③積算チェックリストの共通費及び 見積査定率の取り扱いに関する部分 を強調する表現に修正した。 ④令和3年度(2021年度)からUrban Innovation Kobeで開発していた積算 チェックアプリを令和5年3月から 実証実験を開始した。なお、このアプリでは「とりこわし工事」に該当する 項目が共通費低減対象となっていない場合に警告を発する仕様としている。	
ウ 外部足場の単価 本工事は、須磨区における水族園・国民宿舎の解体撤去その他の工事である。 「神戸市建築工事積算要領」によると、外部足場の積算は、設置に要する「かけ払い費」と設置期間の「賃料」の合計で計算することとしており、かけ払い費・賃料共に、建地幅や建築物の高さに応じた単価に、足場掛面積を乗じて算出する。 本工事では、解体撤去工事に伴う外部足場として計上していた枠組本足場の工事費のうち、一棟について「かけ払い費」の計上もれがあったため、積算額が過小となっていた。積算は、工事の契約額に直接影響するものであるため、本工事の積算について十分な検証を行うとともに、再発防止に向けて、チェックリストの活用はもちろんのこと、複数職員によるダブルチェック等により、正確な積算を徹底するべきである。 (建築住宅局建築課)	この件の原因は、工事対象の内の一棟について足場の「かけ払い費」の計上漏れがあり、内訳明細書のチェックの際、担当者、係長、照査職員、所属長が気付くことができなかったためである。 今後はこのような事の無いよう、以下の対策を行った。 ① 令和4年(2022年)12月14日と21日の課内会議で管理職に指摘事項の内容を周知した。 ② 再発防止のための課内研修を行い、3月24日までに全員が受講を終えた。 ③ 積算チェックリストの仮設工事欄に、「かけ払い費」と「賃料」に関する項目を追加した。 ④アプリ追記	措置済

令和4年度 工事定期監査及び出資団体工事監査(監査対象:建築住宅局)	
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
エ 査定率の適用	この件は、積算作業の際、職員が誤	措置済
① 本工事は、中央区における区総合庁舎そ	った査定率を入力し、その後の内訳明	
の他の新築工事である。	細書のチェックの際、担当者、係長、	
建築工事では、専門工事業者の見積価格を	照査職員、所属長が気付くことができ	
単価として採用する場合には、「神戸市建築	なかったものである。	
工事積算要領」に基づき、所定の査定率を適	今後はこのような事の無いよう、以	
用することとしている。	下の対策を行った。	
しかし、本工事では、鉄骨工事の施工費の	① 令和4年(2022年)12月14日と	
積算において、専門工事業者の見積を単価と	21 日の課内会議で管理職に指摘事項	
して採用していたが、所定の査定率と異なる	の内容を周知した。	
率を乗じていたため、過大となっていた。	② 再発防止のための課内研修を行	
積算は、工事の契約額に直接影響するもの	い、3月24日までに全員が受講を終	
であるため、本工事の積算について十分な検	えた。	
証を行うとともに、再発防止に向けて、チェ	③ 積算チェックリストの見積査定率	
ックリストの活用はもちろんのこと、複数職	に関する部分を修正し、通常と異なる	
員によるダブルチェック等により、正確な積	査定率に関する注意喚起を追加した。	
算を徹底するべきである。		
(建築住宅局建築課) [No. 30 (仮称) 新中央区総合庁舎他建設工事]		
② 本工事は、長田区における保育所の外壁	この件は、積算作業の際、職員が適	措置済
改修その他の工事である。	切な査定率を入力した後、保存・読込	
建築工事では、製造業者・専門工事業者の	を行わずに再計算を行ったため、見積	
見積価格を単価として採用する場合には、	価格に査定率が乗じられないまま予	
「神戸市建築工事積算要領」に基づき、所定	定価格を算出し、内訳明細書のチェッ	
の査定率を適用することとしている。	クの際、担当者、係長、照査職員、所	
しかし、本工事では、建具改修工事や内部	属長が気付くことができなかったも	
改修工事等の積算において、製造業者・専門	のである。	
工事業者の見積を単価として採用していた	今後はこのような事の無いよう、以	
が、査定率を乗じていなかったため、過大と	下の対策を行った。	
なっていた。	① 令和4年(2022年)12月14日と	
積算は、工事の契約額に直接影響するもの	21 日の課内会議で管理職に指摘事項	
であるため、本工事の積算について十分な検	の内容を周知した。	
証を行うとともに、再発防止に向けて、チェ	② 再発防止のための課内研修を行	
ックリストの活用はもちろんのこと、複数職	い、3月24日までに全員が受講を終	
員によるダブルチェック等により、正確な積	えた。	
算を徹底するべきである。	③ 積算チェックリストに「見積査定	

令和4年度 工事定期監査及び出資団体工事監査(監査対象:建築住宅局)

ア和4年度	(監査刈象・建築は七周)	1
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
	率入力後、内訳書への読み込みを行っ	
(建築住宅局建築課)	たか」との項目を追加した。	
[No. 39 明泉寺保育所外壁改修他工事]	④ 4月12日の課内会議で、係長と照	
	査を行う職員に対し、当面、積算チェ	
	ックの際「見積査定率」の読み込み作	
	業を行い、金額の変更が無いことを確	
	認する旨を周知した。	
オ 受変電設備の単価	当該指摘部分は、見積価格の査定に	措置済
本工事は、北区における小学校の長寿命化	誤りがあり、その後の照査においても	
改修に伴う電気設備工事である。	その誤りに気づくことができなかっ	
電気設備工事の積算は、資材等の数量を算	たことが原因である。	
出し、これに単価をかけて直接工事費を算出	再発防止を図るため、2月13日の	
する。	課内会議において当該指摘内容を報	
本工事では、受変電設備の積算において、	告し、今後細心の注意を払うよう周知	
メーカー見積を根拠に単価を作成していた	徹底を行った。	
が、見積価格の査定に誤りがあったため、工	また、従前より運用中の「設計・積	
事価格が過大となっていた。	算チェックリスト」に、見積価格の査	
積算は、工事の契約額に直接影響するもの	定に誤りがないか確認するための項	
であるため、本工事の積算について十分な検	目を新たに追加し、本年2月27日の	
証を行うとともに、再発防止に向けて、積算	課内会議において周知すると共に、同	
チェックリストの活用、複数職員によるダブ	日より運用を開始した。	
ルチェックの充実等により、積算基準に基づ	さらに、従前より複数職員による照	
く適切な積算を徹底するべきである。	査を行ってきたが、令和3年4月以	
	降、一定金額以上のものについては、	
(建築住宅局設備課)	さらに照査者を 1 名追加することで	
[No.51 ありの台小学校長寿命化改修他電気設備	体制の強化を図っている。	
工事]		
	•	i .

令和4年度 工事定期監査及び出資団体工事監査 ((監査対象:仲戸利文地(株)	ı
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
(2) 施工 ア 天井クレーンの据付作業 本工事は、ポートアイランドにある神戸新 交通ポートアイランド線車両基地のクレーン 設備を更新する工事である。 「労働安全衛生規則」では、高さ2m以上の 箇所で作業を行う場合において、墜落により 労働者に危険を及ぼすおそれがあり、かつ、 作業床を設けることが困難なときは、防網を 張り、労働者に墜落制止用器具を使用さるため の措置を講じなければならないとされてい る。 本工事では、天井クレーンのガーターの据 付の際に搭載型トラッククレーンの操作者 1 名が、トラックのキャビン上(高さ:約2.5m) に登落する危険性が高い状態であった。 搭載型トラッククレーンの操作は、トラックのキャビン上で行う必要がない作業でもあり、発注者と請負人双方が事前に現場の作業条件や安全性を確認し、不必要な作業を行わないなど事故の未然防止に努めるよう、発注者による安全管理の徹底と請負人への指導を行うべきである。 (神戸新交通㈱運輸技術部車両課)	請負人から下請け作業員に対しては作業手順、安全注意事項の周知を事前に行っていた。しかし作業員が手配したユニック車の運転手(クレーン操作者)まで周知徹底されておらず、現地作業時に請負人が注意を行えていなかったことが、今回の不安全行動に繋がった。 再発防止のため、車両課では令和5年3月3日のポートアイランド線職場会議、令和5年3月9日の六甲アイランド線職場会議にて指摘を受けるに至った内容について説明を行い、請負業者への教育訓練の状況、及び作業前ミーティングにおける墜落防止処置の指示等の状況について確認するよう指示した。なお、職場会議欠席者4名に対しては3月10、15、16日に個別に説明を行い周知した。また、全社的には令和5年4月6日開催の安全推進実行委員会にて、再発防止に向けた対策の徹底を図った。	措置済
[No. 65 ポートアイランド線車両基地 台車職場 天井クレーン更新工事]		
 ○ 意 見 (1)施工 ア 鉛含有塗膜の剝離作業 本工事は、中央区における駅舎の外壁他の 改修工事である。 駅舎の土木構造物部分における鉄骨の塗装 については、請負人の調査により鉛の含有が 判明し、本工事では設計変更により塗装改修 	設計段階からアスベスト含有塗材のケレン作業が見込まれており、それに対する防護措置を仕様に含めていたが、現地調査にて鉛含有塗材の存在が確認された際、鉛含有塗材のケレン作業に対する防護措置等がアスベス	措置済

監査結果の概要

措置内容

措置状況

工事に伴う塗膜剥離作業を行っていた。作業にあたっては、鉛中毒予防規則の規定によるほか、厚生労働省の「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」(平成26年5月30日基安労発0530第1号・基安化発第1号)では、近隣環境への配慮のために隔離措置された隔離区域等内作業場で作業を行う場合は、有害物である鉛の粉じん濃度が極めて高濃度になるため、労働者は、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク(以下「電動ファン付き呼吸用保護具等」という。)を着用させること、としている。

しかし、本工事では、鉛中毒予防規則に基づき鉛作業主任者を選任し、隔離養生された作業場で湿潤化による粉じん飛散防止措置を講じながら剥離作業を実施し、作業に従事した労働者は、防じんマスクを着用しており、法令違反に該当する事実はなかったものの、厚生労働省が着用を求めている電動ファン付き呼吸用保護具等を使用していなかった。

鉛含有塗膜の剥離作業においては、関係法 令等に基づき、有害物による労働者の健康障 害防止のため、発注者による危険対策の徹底 と請負人への指導を行うことが望ましい。

(神戸新交通㈱運輸技術部施設課)

[No. 61 南公園駅外壁他改修工事]

ト含有塗材の場合と同じと思い込み、 通達等の確認及び現場への周知がで きていなかったことが原因である。

今後は、このようなことがないよう 監督員として細心の注意を払って現 場作業を進めるとともに、令和5年3 月3日開催の課内会議において、今回 の事案についての説明および今後の 対応について周知を行った。合わせて 建築工事補足標準仕様書に鉛含有塗 材等のケレン作業に対する安全対策 を追記した。